

おおいたうつくし作戦県民会議設置要綱

(名 称)

第1条 この会は、おおいたうつくし作戦県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目 的)

第2条 県民会議は、大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承し、全国に誇れる環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めるために、すべての県民が自ら環境保全活動に取り組み地域環境力及び地域の活力を高めていくことを目的とする。

(所掌事項等)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境保全に関して広く県民に実践行動を呼びかけ、県民運動を唱導すること。
- (2) 県民宣言を採択し県内全域で広報すること。
- (3) その他県の環境施策全般に対し意見を提出する。

(構 成)

第4条 県民会議は、学識経験者、環境関係の団体、事業所及びNPO法人等の役員、公募に応じた者等の中から、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、知事が新たに補欠委員を委嘱することができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第5条 県民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人
- 2 会長は委員の互選によって選出するものとし、副会長は第7条第4項で定める部会長とする。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名する副会長がその職務を代行する。
- 5 役員任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第6条 県民会議に顧問を置き、知事をもって充てる。

(部 会)

第7条 県民会議を効率的、建設的に運営するため、県民会議に部会を設置する。

- 2 部会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 次項の部会ごとの環境保全に関するテーマを決定し実践するとともに、県民に行動を呼びかける。
 - (2) 県及び市町村が取り組むべき環境施策に対する意見を取りまとめ、県民会議に提出する。
 - (3) 県民会議からの付託事項について協議する。
 - (4) その他必要な事項について検討する。
- 3 部会は、委員で構成する自然保護・観光、廃棄物・大気・水環境、地球温暖化対策、環境関連産業、環境教育・ボランティアの5部会とする。
- 4 前項の部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会を構成する委員の互選により選出する。部会長及び副部会長の任期については、第5条第5項の規定を準用する。
- 6 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

(会 議)

第8条 県民会議は必要に応じ、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 部会は、必要に応じ、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

- 第9条 県民会議及び第7条第3項に定める部会ごとに事務局及び事務局長を置く。
- 2 県民会議の事務局は生活環境部環境政策課に置き、事務局長は生活環境部環境政策課長をもって充てる。
 - 3 部会の事務局は別表に掲げる事務局長の所属する課（局及び室）に置く。
 - 4 部会の事務局長は、当該部会の事務を掌理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県民会議及び部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年9月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に委嘱されている委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年9月25日までとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年9月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年9月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月7日から施行し、第4条の規定は平成27年9月26日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

部 会 名	事 務 局 長
自然保護・観光	自然保護推進室長
廃棄物・大気・水環境	環境保全課長
地球温暖化対策	環境政策課長

環境関連産業 環境教育・ボランティア	工業振興課長 社会教育課長
-----------------------	------------------